

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規 則
 地方自治法第二百五十八條第一項において準用する行政不服審査法第三十八條第一項の規定による交付を行う場合の福島県行政不服審査法関係手数料条例の規定の読替え等に関する規則 二六四
- 指 定
 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則 二六六
- 告 示
 県営土地改良事業計画を定めた件二件 二六六
- 公 告
 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつた件 二六七
- 一 般 競 争 入 札 を 行 う 件 三 件 二六七

規 則

地方自治法第二百五十八條第一項において準用する行政不服審査法第三十八條第一項の規定による交付を行う場合の福島県行政不服審査法関係手数料条例の規定の読替え等に関する規則及び指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年五月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第五十三号

地方自治法第二百五十八條第一項において準用する行政不服審査法第三十八條第一項の規定による交付を行う場合の福島県行政不服審査法関係手数料条例の規定の読替え等に関する規則

（福島県行政不服審査法関係手数料条例の規定の読替え）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）に規定する

審査の申立て（法第七十四条の二第七項の規定による審査の申立てを除く。）又は審査の申請についての法第二百五十八條第一項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十八條第一項の規定による交付については、次の表の上欄に掲げる福島県行政不服審査法関係手数料条例（平成二十八年福島県条例第二十号）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条	行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第三十八條第一項（法第九条第三項において読み替えて適用する場合を含む。第三条、第五条及び第六条第一項において同じ。）	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百五十八條第一項において準用する行政不服審査法（平成二十八年法律第六十八号）第三十八條第一項
第三条	第三十八條第一項	第二百五十八條第一項において準用する行政不服審査法第三十八條第一項
第四条	前条	第十条第一項において準用する前条
第五条	第三十八條第一項	第二百五十八條第一項において準用する行政不服審査法第三十八條第一項
第六条第一項	審査請求	審査の申立て又は審査の申請
	審査庁	知事
第三十八條第一項	審理員	自治紛争処理委員
	第三十八條第一項	第二百五十八條第一項において準用する行政不服審査法第三十八條第一項

（福島県行政不服審査法施行細則の規定の準用）

第二条 福島県行政不服審査法施行細則（平成二十八年福島県規則第四十九号。以下「規則」という。）第一条から第四条までの規定は、法に規定する審査の申立て（法第七

十四条の二第七項の規定による審査の申立てを除く。）又は審決の申請についての法第二百五十八条第一項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定による閲覧又は交付について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条	行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第三十八条第一項に規定する審査庁（法第九条第一項に規定する審査庁をいう。以下同じ。）が定める方法	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百五十八条第一項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十八条第一項の規定により知事が定める電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録された事項の表示の方法
第二条第一項	電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の種類	電磁的記録の種類
第二条第二項	第三十八条第一項	第二百五十八条第一項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項
第三条第一号	第三十八条第一項	第十条第一項において準用する手数料条例第三条第一号
第三条第二号	第三十八条第二項	第十条第一項において準用する手数料条例第三条第二号

第三条第二項	審理員（法第十一条第二項に規定する審理員をいう。以下同じ。）	第十条第一項において準用する手数料条例第六条第一項
第三条第二項各号列記以外の部分	前項	地方自治法第二百五十八条第一項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定による交付を行う場合の福島県行政不服審査法関係手数料条例の規定の読替え等に関する規則（平成二十八年福島県規則第五十三号）第二条において読み替えて準用する前項
第一条	第三十八条第一項	第二百五十八条第一項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項
第二条	審理員	自治紛争処理委員
第四条	行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第十四条第二項	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十八条の五において準用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第十四条第

に規定する審査庁が定める方法	二項
の規定により知事が定める送付に要する費用の納付の方法	

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

(市町村行政課)

福島県規則第五十四号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。
別表第一に次のように加える。

株式会社 東邦銀行米沢支店	山形県米沢市徳町	県収入金の収納及び支払
------------------	----------	-------------

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

(出納総務課)

告 示

福島県告示第三百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、八神沢地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地防災事業（ため池等整備事業（ため池整備）））を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年五月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十八年五月十一日から
同 月三十日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所

会津美里町役場

(農村計画課)

福島県告示第三百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、豊岡地区に係る県営農村地域防災減災事業（用排水施設等整備（ため池整備事業））を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年五月十日
福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十八年五月十一日から
同 月三十日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所
喜多方市役所

(農村計画課)

公 告

公告第九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十八年五月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年三月二十八日
- 二 名称
特定非営利活動法人ささえ愛カフェ
- 三 代表者の氏名
松田 早苗
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市森合字柳内八番地の五
- 五 定款に記載された目的
この法人は、福島市に住む社会的弱者や、周囲の人に対して、不安な暮らしを支えるしくみが少ない現状なので、「ささえ愛カフェ」を設置し、地域コミュニティの創出や認知症予防、介護サービスの拠点とする。さらに、団塊の世代に経験を生かした活動の場を提供し、生きがいを生むしくみをおこない、誰もがいつまでも幸せに暮ら

公告第110号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成28年5月10日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 ノート型パソコン（福島県警察用） 465台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成29年2月28日（火）
- (4) 納入場所 福島県警察本部警務部情報管理課ほか

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成28年6月7日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格

- の確認を受けること。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7413
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において平成28年5月10日（火）から平成28年6月7日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
(2) 入札説明会の日時及び場所 平成28年5月24日（火）午後2時 福島県出納局入札用度課
(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成28年6月21日（火）午前10時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成28年6月20日（月）午後5時までに必着のこと。）
- 6 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(4) 契約書作成の要否 要
(5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Notebook Personal computer (for Fukushima police) 465 units
(2) Time-limit of tender(by hand) : 10:30 a.m., 21 June 2016
(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 20 June 2016
(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)

公告第111号

WTOに基づく政府調達に關する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成28年5月10日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量

- ア ロータリ除雪車Ⅰ（2.2m級） 2台
イ ロータリ除雪車Ⅱ（2.6m級） 2台
ウ ロータリ除雪車Ⅲ（2.6m級） 1台
エ 凍結防止剤散布車Ⅰ（3t級） 3台
オ 凍結防止剤散布車Ⅱ（5t級） 1台
カ 凍結防止剤散布車Ⅲ（7t級） 1台
キ 除雪ドーザⅠ（18t級） 2台
ク 除雪ドーザⅡ（18t級） 2台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限
- ア 平成28年12月26日（月）
イ 平成28年12月26日（月）
ウ 平成28年12月26日（月）
エ 平成28年12月26日（月）
オ 平成28年12月26日（月）
カ 平成28年12月26日（月）
キ 平成29年1月31日（火）
ク 平成29年1月31日（火）
- (4) 納入場所
- ア 福島県県北建設事務所（福島県福島市中町7番17号）
福島県喜多方建設事務所（福島県喜多方市松山町鳥見山字下天神町6番地の3）
イ 福島県猪苗代土木事務所（福島県耶麻郡猪苗代町字梨木西70番地）
福島県会津若松建設事務所（福島県会津若松市追手町7番5号）
ウ 福島県山口土木事務所（福島県南会津郡南会津町山口字村上842番地）
エ 福島県県北建設事務所（福島県福島市中町7番17号）
福島県県中建設事務所（福島県郡山市清水台一丁目6番21号）
福島県宮下土木事務所（福島県大沼郡三島町大字宮下字水尻1108番地）
オ 福島県県南建設事務所（福島県白河市昭和町269番地）
カ 福島県県中建設事務所（福島県郡山市清水台一丁目6番21号）
キ 福島県喜多方建設事務所（福島県喜多方市松山町鳥見山字下天神町6番地の3）
福島県南会津建設事務所（福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地1）
ク 福島県宮下土木事務所（福島県大沼郡三島町大字宮下字水尻1108番地）
福島県山口土木事務所（福島県南会津郡南会津町山口字村上842番地）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成28年6月1日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7413
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において平成28年5月10日（火）から平成28年6月1日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3 に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成28年5月17日（火）午後1時30分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- | | | | |
|---|----------------|----------------------|-------------|
| ア | 1の(1)のアに掲げる物品等 | 平成28年6月24日（金）午後1時30分 | 福島県出納局入札用度課 |
| イ | 1の(1)のイに掲げる物品等 | 平成28年6月24日（金）午後1時50分 | 福島県出納局入札用度課 |
| ウ | 1の(1)のウに掲げる物品等 | 平成28年6月24日（金）午後2時10分 | 福島県出納局入札用度課 |
| エ | 1の(1)のエに掲げる物品等 | 平成28年6月24日（金）午後2時30分 | 福島県出納局入札用度課 |
| オ | 1の(1)のオに掲げる物品等 | 平成28年6月24日（金）午後2時50分 | 福島県出納局入札用度課 |
| カ | 1の(1)のカに掲げる物品等 | 平成28年6月24日（金）午後3時10分 | 福島県出納局入札用度課 |
| キ | 1の(1)のキに掲げる物品等 | 平成28年6月24日（金）午後3時30分 | 福島県出納局入札用度課 |
| ク | 1の(1)のクに掲げる物品等 | 平成28年6月24日（金）午後3時50分 | 福島県出納局入札用度課 |
- （郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月23日（木）午後5時までには必着のこと。）
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
- ① Rotary Snow Plow I (2.2m class) 2
 - ② Rotary Snow Plow II (2.6m class) 2
 - ③ Rotary Snow Plow III (2.6m class) 1
 - ④ Chemical Spreading Vehicle I (3t class) 3
 - ⑤ Chemical Spreading Vehicle II (5t class) 1
 - ⑥ Chemical Spreading Vehicle III (7t class) 1
 - ⑦ Tractor with Snow Plow I 2
 - ⑧ Tractor with Snow Plow II 2
- (2) Time-limit of tender(by hand) :

- ① 1:30 p.m., 24 June 2016
 - ② 1:50 p.m., 24 June 2016
 - ③ 2:10 p.m., 24 June 2016
 - ④ 2:30 p.m., 24 June 2016
 - ⑤ 2:50 p.m., 24 June 2016
 - ⑥ 3:10 p.m., 24 June 2016
 - ⑦ 3:30 p.m., 24 June 2016
 - ⑧ 3:50 p.m., 24 June 2016
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 23 June 2016
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)

公告第112号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成28年5月10日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の件名及び数量 空港用高速スノーパ除雪車（自走式） 1台
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 平成29年2月28日（火）
 - (4) 納入場所 福島空港事務所
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないものであること。
 - (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
 - (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
 - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
 - (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成28年5月31日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7413
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において平成28年5月10日（火）から平成28年5月31日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
 - (2) 入札説明会の日時及び場所 平成28年5月18日（水）午後2時30分 福島県出納局入札用度課
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成28年6月21日（火）午後1時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月20日（月）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : A High Speed Airport Runway Sweeper (Self-propelled type) lunit
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30 p.m., 21 June 2016
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 20 June 2016
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)